



2022年5月20日

各 位

会社名 株式会社タクミナ
代表者 代表取締役社長 山田 信彦
(コード番号：6322 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 山田 圭祐
(TEL 06-6208-3971)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の業務範囲の拡大へ向けて、現行定款第2条(目的)に新規の事業目的を追加するものがあります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(14) (条文省略) < 新 設 > < 新 設 > < 新 設 > < 新 設 > (15) 上記各号に付帯する一切の事業。</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u> 第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(14) (現行どおり) <u>(15)卸売業。</u> <u>(16)小売業。</u> <u>(17)通信販売業及び流通業。</u> <u>(18)飲食店、物販店等各種店舗開発の企画及び経営コンサルティング。</u> (19) 上記各号に付帯する一切の事業。</p> <p>< 削 除 ></p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u> 第1条 現行定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、 <u>施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u> 3. 本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更に関する株主総会開催日	2022年6月24日(金曜日)
定款変更の効力発生日	2022年6月24日(金曜日)

以 上